

カチオン系高分子凝集剤購入仕様書

(一 般)

第1条 本仕様書にて購入するカチオン系高分子凝集剤（以下「凝集剤」という。）は、苦小牧市西町下水処理センターにおいて汚泥処理用として使用するものである。

(関係法令等の遵守)

第2条 受注者は、凝集剤の納入に関するすべての関係法令等を遵守しなければならない。

(品 質)

第3条 本仕様書に基づき納入する凝集剤は、納入実績がある製品または、令和8年度 苦小牧市西町下水処理センター高分子凝集剤適合試験に合格しているいづれかの製品であり、別紙の品質(性状)・品質(性能)を満足すること。

(権利関係)

第4条 受注者は特許権等法令に基づき保護される第三者の権利を侵さない凝集剤を納入しなければならない。これに違反した場合、第三者への損害賠償は受注者が負担するものとする。

(品質の検査)

第5条 受注者は3か月に1度以上の頻度で、納入する凝集剤の品質(性能)を評価する凝集試験結果報告書を発注者に提出しなければならない。ただし、品質(性能)を満足しない結果となった場合は、推奨する凝集剤の選定試験を受注者で実施し、当結果報告書に記載しなければならない。なお、必要に応じ、納入する凝集剤と別の凝集剤との比較試験の実施を発注者より指示する場合がある。

- 2 試験用に必要な汚泥検体は提供するが、必要最小限の量とし、分析後のサンプルは未使用分も含めて返却すること。
- 3 受注者は、発注者が別途指示した場合には、納入した凝集剤及び指示した汚泥を採取し、第三者機関の試験所にて分析を行い、その試験成績表を発注者に提出すること。
- 4 受注者は、第3条の品質(性状)・品質(性能)に適合しない凝集剤を納入したことが品質試験成績表等において確認できたときは、汚泥処理の運転管理上の不具合等を解消するための措置を講じなければならない。
- 5 苦小牧市西町下水処理センターから発生する汚泥については、季節や天候などによりその性状が変化することから、その変化に柔軟に対応できる技術力や生産能力を確保すること。
- 6 前項等の要因により、汚泥性状が変化し所定の脱水性能が確保できない場合は、発注者と協議のうえ、速やかに品質(性能)を満足する凝集剤への変更を行わなければならない。

(納 入)

第6条 納入場所は、以下のとおりとし、発注者の指示する貯蔵場所に納入すること。

苦小牧市西町下水処理センター（苦小牧市元町3丁目5番3号）

- 2 受注者は、納入に先立って発注者に納入日時・数量・品番・納入場所の指示を受け、その指示通りに凝集剤を納入しなければならない。また、降雨や湿気等で、品質に問題が生じない対策を講じること。納入日時は、原則として閉庁日を除く午前9時から午後4

時までとする。ただし、緊急時はこの限りではない。なお、発注者の指示どおり物品を納入できないとき又は納入できない恐れがある場合には、直ちに発注者に報告しなければならない。

- 3 納入する際の荷姿は、原則、別紙のとおりである。
- 4 受注者は、契約締結後速やかに次の各号に掲げる事項を納入計画書として作成し、発注者の承認を得なければならない。
 - (1) 納入に関する取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）の選任
 - (2) 運搬経路図
 - (3) 計量証明事業登録証（質量）、計量器検査成績書（2年以内に発行されたものに限る。）の写し
 - (4) 受注者及び製造会社の休日表
 - (5) 緊急時の連絡体制表
 - (6) 納入手順書
 - (7) 安全データシート（S D S）
 - (8) 別途、発注者の求めるもの
- 5 受注者は、前項第6号の納入手順書を、発注者と協議のうえ作成し、これに基づいて作業を行うものとする。
- 6 受注者は、納入の都度、次の書類を発注者に提出すること
 - (1) 第3条の品質（性状）に関する分析表
 - (2) 計量法に基づく「計量証明事業登録（質量）」を行った事業所の計量伝票及び納品書または送付書
- 7 取扱責任者は、納入に当たり、発注者と受入施設、受入方法及びその他場内での危険防止のための注意事項等について協議を行い、納入従事者に指導教育を行わなければならない。なお、納入従事者は、指導教育及び訓練を受けたものでなければならない。
- 8 納入場所における事故について、遅滞なく発注者に届け出するとともに、受注者の責任において解決すること。また、本市施設に損傷を与えた場合は、発注者に届け出るとともに、受注者が原状復旧すること。

（納入の検査）

- 第7条 受注者は凝集剤を納入したときは、品名、数量等を記した納品書を提出するとともに、発注者の検査を受けなければならない。
- 2 受注者は前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに自己の費用をもってこれに適合する他品と取り替えなければならない。この場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償の発生が発注者の指示によるとき、その他発注者の責に帰すべき事由によるときは、この限りでない。
 - 3 受注者は、前項の規定による取替えを行ったときは、発注者の再検査を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。
 - 4 第1項及び第3項の検査に要する費用は受注者の負担とする。

（購入予定数量）

- 第8条 凝集剤の購入予定数量は、別紙のとおりであるが、処理汚泥量、汚泥の性状等の変動により購入数量は、変動する。

(納入代金の請求)

第9条 受注者は、第7条の検査に合格した凝集剤を納入したときは、数量を1か月毎に集計し、契約金額を乗じた額（計算過程で生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。）の支払を発注者に請求することができる。

(契約期間)

第10条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

(緊急時の対応)

第11条 運転管理上緊急に納入を依頼又は取消しする場合があるので、受注者はこれに応じられる体制を整えておくこと。

(契約の解除)

第12条 納入された凝集剤を使用することにより、苦小牧市西町下水処理センター等で運転管理上に支障が生じる事態が発生し、発注者からの改善の要請を受けた場合において、正当な理由なくして受注者が直ちに措置を講じない場合は、発注者はこの契約を解除することができる。

(疑義等の決定)

第13条 この仕様書に定めのない事項、又は、契約書及び仕様書に関し疑義が生じたときは、発注者及び受注者協議のうえこれを定める。

(別紙)

使　用　用　途	遠心脱水機	
型　式	(株)広島メタル&マシナリー製 C P - 4 . 2 . 1	(株)西原環境テクロノジー製 S D - 3 0 0 D P S H
処　理　量	4 0 m 3 / h	2 0 m 3 / h
ポリ硫酸第2鉄液	添加あり (二液調質脱水法)	添加なし
供　給　汚　泥	消化汚泥 濃度 1 ~ 2 %程度	
品質(第3条)	性　能	カチオン系高分子凝集剤0.3%以下で溶解したものを固形物あたり1.5%以下で添加
		脱水ケーキ含水率: 79.0%以下(1液)、72.0%以下(2液)
		固形物回収率: 95.0%以上
性　状		毒物及び劇物取締法に規定されている物質でないこと。
		P R T R 制度における対象物質を含有していないこと。
		水質汚濁防止法における有害物質が脱水ろ液から規制値以上検出されないこと。
		処理施設に通常使用される材料を腐食・劣化させないこと。
納入荷姿 (第6条第3項)	顆粒状粉状	
購入予定数量 (第8条)	23, 100キログラム(4月1日~3月31日)	
1回当たり納入予定量	1, 200キログラム (300キログラムフレコン×4袋) 品質保証できる場合は、最大12袋まで可とする。	

令和8年度 苫小牧市西町下水処理センター高分子凝集剤適合製品一覧表

品 名	製 造 会 社 名
アロンフロック	MTアクアポリマー株式会社
イシフロック	石垣メンテナンス株式会社
ツキフロック	月島テクノメンテサービス株式会社
ハイモロック	ハイモ株式会社
タイポリマー	大明化学工業株式会社